

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書 説明事項

1. 減額の対象となる住宅の要件

減額の対象となる住宅は、次の要件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 築後20年以上経過している10戸以上のマンションであること
- (2) 大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること
- (3) 長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。具体的には、以下の場合です。
 - ・市の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定を受ける際に認定基準に適合させるために修繕積立金の引上げを行った場合
 - ・市からの助言・指導を受け、大規模修繕工事が可能な水準まで長期修繕計画を適切に見直し、修繕積立金の引上げを行った場合
- (4) 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に工事が完了したものであること
- (5) 対象となる工事を全て一体で行ったこと(屋根防水工事、床防水工事、外壁塗装工事等)
- (6) 改修後3か月以内に申告いただくこと(3か月を超えて申告した場合においても、期間内に申告書の提出がされなかったことについてやむを得ない理由があると認められるときは適用を受けることができます。)

2. 減額内容

- (1) 工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の固定資産税が減額されます。
※減額は1回限りの適用となります。
- (2) 1住戸あたり100平方メートルまでを限度に3分の1が減額されます。

3. 添付書類

管理計画認定マンション

下記のうち①・③・④・⑤・⑥の書類が必要です(写し可)。

助言または指導を受けたマンション

下記のうち②・④・⑤・⑥の書類が必要です(写し可)。

- ① 管理計画の認定通知書
- ② 助言・指導内容実施等証明書
- ③ 修繕積立金引上証明書
- ④ 過去工事証明書
- ⑤ 大規模の修繕等証明書
- ⑥ 総戸数を確認できる書類(設計図書)

※各区分所有者ごとにご記入いただく必要があります。

※マンション管理組合において各区分所有者の減額申告書を取りまとめてご提出いただく場合は、証明書等およびその他の添付書類は全体で1部のみ添付してください。

太田市役所総務部資産税課家屋係
〒373-8718 太田市浜町2番35号
TEL: 0276-47-1819(直通)
FAX: 0276-47-1870